

初等中等教育分科会高等学校教育部会の  
審議の経過について

～高校教育の質保証に向けた学習状況の評価等に関する考え方～

平成25年1月

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会



## 目 次

1. 高等学校教育部会における検討の背景とこれまでの検討経緯	1
(1) 近年の教育政策の中での高校教育に関する提言	1
(2) 高等学校教育部会の設置と検討の開始等	2
(3) 高大接続に関する諮問と特別部会の設置	3
(4) 高校教育の質保証に関する検討	4
2. 高校教育の質保証をめぐる現状と課題認識	4
(1) 高校教育を取り巻く現状と質保証	4
ア 多様化の進展	4
イ 生徒の学習意欲等の低下、学習への動機付け契機としての大学入試の機能の低下	6
ウ 高校教育に対する信頼性のゆらぎ、質保証に対する要請	7
(2) 質保証・向上に関するこれまでの取組	8
ア 質保証・向上のための制度・仕組み	8
イ 設置者・学校等による自主的な取組（学習状況の評価関係）	10
(3) 課題認識	11
ア 多様な学習ニーズへの対応に係る課題認識	11
イ 高校教育の質保証に関する課題認識	11
3. 全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力（「コア」）についての基本的な考え方	13
(1) 「コア」の範囲	13
(2) 「コア」の要素についての捉え方	14
(3) 必履修教科・科目等と「コア」との関係	16
ア 高校教育の「コア」としての必履修教科・科目等	16
イ 「コア」を踏まえた目標等の在り方の検討	16
4. 高校教育の質保証に向けた評価の仕組みについての基本的方向	18
(1) 全ての生徒に共通に身に付けさせるべき「コア」と評価	18
(2) 基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の評価	18
ア 評価のシステムの充実の必要性	18
イ 基礎的・基本的な知識・技能等の習得に関する課題	18
ウ 新たなテストの仕組みの検討	19
エ 技能試験等の活用の推進	20

(3) その他の幅広い資質・能力の評価	20
ア 客観的な評価の対象としやすいもの以外のものの評価	20
イ 幅広い資質・能力の評価手法に関する調査研究の推進等	21
ウ 生徒の学習状況に関する調査の推進	21
5. 高校教育の質保証に向けたその他の取組	22
(参考資料)	
1. 審議経過報告の概要	25
2. 高等学校教育部会におけるこれまでの審議の経過	26
3. 高等学校教育部会委員名簿	28

# 初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の経過について

～高校教育の質保証に向けた学習状況の評価等に関する考え方～

## 1. 高等学校教育部会における検討の背景とこれまでの検討経緯

### (1) 近年の教育政策の中での高校教育に関する提言

(高校教育に関する近年の政府決定・国会決議・審議会答申等)

○ 高校教育の充実は、近年の教育政策における重要課題の1つとなっており、政府の決定や国会の決議、審議会の答申等においても、高校教育の質保証をはじめとした課題についての提言がなされている。

- ・ 平成20年7月に閣議決定された「教育振興基本計画」では、高校教育に関する今後の施策の方向性として、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じて教育の質を保証し、向上を図ることが提言された。
- ・ 平成22年度からの公立高等学校の授業料無償化及び私立高等学校等の就学支援金制度の導入の際には、国会における法案審議の中で、高校教育そのものの在り方にも議論が及び、同法案の附帯決議（平成22年3月）では、政府等に対し、高校教育改革の取組を一層進めるとともに、高等学校等における教育の質の更なる向上に努めるべきことが要請された。
- ・ 平成20年12月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」では、いわゆる大学全入時代における高校教育、大学教育の課題を踏まえ、高等学校と大学の接続の在り方の見直しを提言しており、大学入学志願者の高等学校段階での学力を客観的に把握する方法の1つとして、「高大接続テスト（仮称）」について、高大関係者の十分な協議、研究が行われるよう期待を示している。  
また、平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」においても、高校教育、大学入学者選抜、大学教育の三局面の改善を相互に連携しながら同時に進めることが必要としている。
- ・ 平成23年1月の「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（答申）では、各学校段階を通じたキャリア教育の推進が必要であるとし、特に後期中等教育においては、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせ、これらの育成を通じて、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立させることを目標として設定し、キャリア教育の取組を一層充実させることの重要性が提言された。

- ・ 平成19年に政府の教育再生会議が取りまとめた第二次・第三次報告では、高等学校の教育内容の見直しや高等学校での学力担保の方策の検討、高大連携の促進、専門高校における職業教育の支援等についての提言がなされている。

## (2) 高等学校教育部会の設置と検討の開始等

(本部会の設置)

- 以上のような、高等学校に関する各種の提言を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会は、これまでの高校教育改革の成果と課題について総括するとともに、今後の高校教育の在り方について審議するため、平成23年9月に高等学校教育部会(本部会)を設置した。

(本部会における検討の開始と高校教育をめぐる課題全般の整理)

- 本部会では、平成23年11月に第1回の会議を開催し、以後、17回にわたる審議を積み重ねてきた。
- 本部会における検討では、まず、現在の高校教育の課題全般について概括すべく、以下のテーマについて総覧した(第2回~第6回会議)。

### 《高等学校教育部会(第2回~第6回)における検討テーマ》

- 個々の生徒の学習進度・理解等に応じた学びのシステムの構築
  - ※ 生徒一人一人の能力・適正等や卒業後の進路に対応した高校教育の在り方をどうすべきか。
  - ※ 高校教育での生徒の学力をどのように保障するか。
- 社会の要請に応える人材養成機関としての機能の充実
  - ※ 生徒の優れた才能や個性をどのように伸ばすべきか。
  - ※ グローバル人材をどのように育成すべきか(英語教育の充実、国際バカロレア教育の導入等)。
  - ※ 生徒の情報活用能力の育成をどのように図るか。
  - ※ 高等学校におけるキャリア教育をどのように充実すべきか。
  - ※ 専門学科等における職業教育をどのように充実すべきか。
- 個々の人格形成の場としての機能の再構築
  - ※ 生徒のコミュニケーション能力や規範意識、社会参画の態度等をどのように育んでいくべきか。
  - ※ 不登校や安易な中途退学者を出さないためにどのような方策が考えられるか。

- これらを踏まえつつ、本部会(第7回~第10回会議)では、高校教育の現状と課題、高校教育に期待されるもの、今後の施策の方向性、各種の振興方策に関する検討事項例等について整理を行い、平成24年8月には、「課題の整理と検討の視点」をとりまとめた【別紙】。

- 「課題の整理と検討の視点」では、
  - ・ 今後の施策の方向性に関するポイントの1つとして、高校教育を通じて身に付けるべきものの明確化を図るとともに、それらがどれだけ身に付いたかを明らかにする様々な仕組みを構築することにより、高校教育の質保証につなげていくことが必要であるとした。
  - ・ また、そのためには、全ての生徒が共通に身に付けるべき高校教育の「コア」の在り方等について検討すべきことを確認している。
  - ・ その上で、高校教育の質保証に関し、下記①～④のような点についての議論が必要であると指摘した。
    - ① 高校教育においてどのような能力を身に付けさせるか
    - ② 生徒が身に付けるべき能力の到達目標を誰がどのように設定するか
    - ③ 到達目標に対する達成度をどのように把握するか
    - ④ 上記の点を踏まえた質を保証する仕組みをどのように構築するか

### (3) 高大接続に関する諮問と特別部会の設置

(高大接続部会における審議の開始)

- 平成24年8月末には、高校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方を一体としてとらえ、その円滑な接続と連携のもとに、高校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を進めることが喫緊の課題との認識の下、文部科学大臣より「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」中央教育審議会に諮問がなされた。  
これを受け、中央教育審議会に総会直属の新たな特別部会として、高大接続特別部会が設置された。同特別部会では、関係する分科会等における高校教育及び大学教育に関する課題についての検討状況等を踏まえつつ、審議を行っている。

### (4) 高校教育の質保証に関する検討

(本部会における質保証の審議とその審議経過の報告)

- 以上のような経緯により、平成24年8月以降(第11回～)の本部会の審議においては、高校教育の「コア」に関する捉え方及び高校教育の質保証の仕組みの在り方にテーマを絞り、その議論を深めることとした。
- 当該テーマについては、今後も、関係者の意見を聴きつつ、また、高大接続部会との連携・対話を図りつつ、議論を集約していく必要があるが、本部会としては、第6期中央教育審議会の会期の区切りに当たり、高校教育の質保証に関するこれまでの審議の経過をまとめ、さらに検討すべき課題と併せ、以下のとおり報告することとする。

## 2. 高校教育の質保証をめぐる現状と課題認識

### (1) 高校教育を取り巻く現状と質保証

#### ア 多様化の進展

(生徒の多様化)

- 中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学率は、戦後一貫して上昇してきた。昭和25年度には42.5%であった進学率は、昭和49年度には通信制課程を除く率でも90%を超え、その後も漸増を続けて平成24年度には98.3%に達している。
- 高等学校がこのような国民的教育機関となるに至る過程において、高等学校の入学選抜におけるいわゆる「適格者主義」の考え方も変遷してきた。昭和38年に通知された「公立高等学校入学選抜要項」では、「高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者をも入学させることは適当ではない」とし、入学選抜は「高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行なう」との考え方を採っていた。しかし、その後、高等学校等進学率が約94%に達した昭和59年の通知において、入学選抜方法については「各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判断して行う」とされ、あくまで設置者及び学校の責任と判断で選抜するものとして、一律に高校教育を受けるに足る能力・適性を有することを前提とする考え方は採らないことが明示された。
- 平成11年の中央教育審議会答申（「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」）においても、こうした趣旨が徹底され、後期中等教育機関への進学希望者を後期中等教育機関全体で受け入れられるよう、適切な受験機会の提供や条件整備に努める必要があるとの提言がなされている。
- このような方向性において、現在、高等学校に進学する生徒の実態として、その能力、適性、興味・関心、進路希望等は多様化しており、例えば、学力面では、極めて高い学力を有している者がいる反面、小・中学校での学習内容を十分に身に付けていない者も少なからず見られるなど、入学段階での実態も卒業後の進路も、抱える課題等も様々となっている。

(学校・学科等の多様化)

- こうした生徒の多様化に対応するため、臨時教育審議会以降の高校教育改革においては、生徒の実態に対応し、できる限り幅広く柔軟な教育を実施できるようにする観点から、単位制高等学校の制度の導入・拡大や総合学科の創設、学校間連携・学校外学修の単位認定制度の拡充、中高一貫教育の制度化など多様な高校教育の選択肢を提供するための制度が整備されてきた。

- また、この間、各都道府県においても、高校教育改革のための計画を策定し、地域の実情に応じつつ、それぞれに取組が行われてきた。これらの計画では、学力向上や基礎・基本の定着、不登校・中途退学経験のある生徒等の支援など多様な学びのニーズに応える取組を推進するとともに、少子化の進展に伴う高校再編への対応の中で、単位制、総合学科、中高一貫教育等の制度も活用しつつ、各学校の特色化が進められてきた。
- 生徒の多様化が進む中では、定時制・通信制の高等学校が、従来からの勤労青年のための後期中等教育機関としての役割に止まらず、多様な学びのニーズへの受け皿として、その役割を増している。自分の興味・関心等に応じ、自分のペースで学べる定時制・通信制の教育は、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、困難を抱える生徒の自立支援等の面で大きく期待されるようになっている。

#### (教育課程の多様化)

- 高校教育に求めるニーズが多様化するにつれ、高等学校の教育課程についても、対応が図られてきた。昭和40年代以降の累次の高等学校学習指導要領の改訂では、卒業に必要な単位数のうち選択教科・科目の単位数の比重が拡大する一方、必履修教科・科目の単位数削減が図られ、例えば、普通科においては、卒業に必要な必履修教科・科目の最低単位数は、昭和35年告示の高等学校学習指導要領で70単位程度とされていたものが、現在では31単位となっている。
- また、平成25年度の入学生から年次進行で実施される新学習指導要領においては、生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることや、各高等学校の工夫により、週当たりの授業時数（全日制）について標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることなどが明確化された。

#### (高校教育の多様性と共通性)

- 高等学校については、学校教育法において、全ての学校で共通に目指すべき目的・目標の大枠が定められており、平成19年の同法改正では、学力の三要素を示す規定の整備や高校教育を通じて目指すべき人間像（「豊かな人間性」・「創造性」・「健やかな身体」）の明確化等も図られたところであるが、これらの目的・目標をどのように具体化していくかについては、上に見たように、各学校ごとに柔軟に対応できるようにする方向で改革が進められている。

---

\* 新しい高等学校学習指導要領では、高等学校の教育課程の共通性と多様性のバランスに配慮しつつ、現行の必履修教科・科目の枠組み、卒業単位数は基本的に維持するとともに、必履修教科のうち、学習の基盤であり、広い意味での言語を活用する能力とも言うべき力を高める国語、数学、外国語の3教科については、新たに、全ての生徒が共通に学ぶ共通必履修科目を置くこととした。

- これまでの改革を通じ、現在の高校教育については、生徒の幅広い学習ニーズに柔軟に応えることが可能となったものの、様々な高等学校の実態は、高等学校というものを一括りに語ることを難しくしている。また、これまでの高校教育改革に対しては、生徒の発達段階や学校教育体系全体を通じた位置付けの中で「高校教育に共通に求められるものは何か」という視点が弱くなっているとの指摘もある。

#### イ 生徒の学習意欲等の低下、学習への動機付け契機としての大学入試の機能の低下 (生徒の学習意欲等の低下)

- 我が国の高校生学力・学習状況については、学習時間の減少とともに、学習意欲の面での課題が大きいことが指摘されている。
- 15歳から16歳の生徒を対象とした国際的な学力調査であるOECDのPIISA調査では、我が国の生徒の学力は、全体として国際的に上位にあるものの、読解力における習熟度レベル別の生徒の割合で見ると、トップレベルの国々に比べ下位層が多い状況となっている。  
また、我が国の生徒については、記述式の問題の無答率が高いが、これは、学力の重要な要素である学習意欲や粘り強く問題に取り組む態度自体にも課題があると考えられる。  
併せて、PIISA調査からは、我が国の生徒は、数学や科学への興味・関心や楽しさ、数学や理科の学ぶ意欲について、肯定的に答える生徒の割合が全般的に低いなどの課題も明らかになっている。
- 学校外における平日の学習時間について、平成17年度に実施した高等学校教育課程実施状況調査では、高校3年生の約4割が、平日、学校の授業時間以外に全く、又はほとんど勉強をしていない状況となっている。1990年代以降における高校（普通科）2年生の学習時間の推移について、ボリュームゾーンである学力中位層の学習時間が大きく減少していることを示す調査結果もある<sup>\*1</sup>。さらに、高校3年の11月時点での学習時間を進路希望別に尋ねた調査では、平日に「ほとんど勉強しない」とした者が、就職希望者では約7割、大学進学希望者でも約2割を占めたという調査結果<sup>\*2</sup>も報告されている。

#### (学習への動機付け契機としての大学入試の選抜機能の低下)

- こうした学習意欲の低下や学習時間の減少については、背景の1つとして、いわゆる大学全入時代における大学入試の選抜機能の低下があることも指摘される。

---

\*1 Benesse 教育研究開発センター「学習基本調査」。

\*2 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路についての調査 第1次報告書」（平成19年）

- 入学をめぐる激しい競争が行われる選抜性の強い大学が一部に存在する一方、私立大学の46%（平成24年度）は入学定員を充足できず、また、合格率90%以上という大学も100校以上存在する。

入試方法の多様化の推進の中で導入が進んできたAO入試や推薦入試については、大学進学者は一定の学力を有しているとの前提の下、必ずしも学力調査を課さない形態で普及しており、学力検査を伴う大学の一般入試の割合は56%（平成24年度）まで低下した。

- 大学入試については、過度の受験競争により、知識の詰め込みを助長し、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」の育成を妨げるおそれがある一方、大学進学をめぐる競争が進学希望者に学習への動機を与え、進学者全体の学力を維持・向上させてきた面があることも否定できない。しかしながら、いわゆる大学全入時代においては、多くの大学において大学入試の選抜機能が低下しており、大学入試の付加的機能として高等学校在学中の学習意欲を喚起する機能を求めることが、従来に比べ困難となり、高等学校の指導にもその影響が及んでいるものと考えられる。

#### ウ 高校教育に対する信頼性のゆらぎ、質保証に対する要請

（現代の若者の傾向等に関する指摘）

- 現代の若者については、グローバル化、情報化、産業構造の変化・雇用の流動化など、変化の激しい社会の中で生きていかなければならない状態に置かれている一方で、基本的マナーや対人関係能力など社会人として自立していく上での基本的な能力の低下や、職業意識・職業観の未熟さ、身体的成熟傾向にもかかわらず精神的・社会的自立が遅れる傾向等が指摘されている。約3分の1の企業が、10年前と比べて人材の質が低くなったと評価しているとする調査結果もある<sup>\*1</sup>

- 約60万人に及ぶ若年無業者の問題や<sup>\*2</sup>、高校卒業後の新規就職者の約4割、大学卒業後では約3割が3年以内に離職しているといった早期離職の問題<sup>\*3</sup>などに象徴されるように、多くの若者が学校から職業・社会への移行に課題を抱えている。

（社会の一員として求められる力の保証に対する要請）

- これらの現象については、社会・経済の様々な要因が絡み合っているものと考えられるが、学校教育に対しても、社会の一員として求められる最低限の学力・能力や意識・態度等を、身に付けさせていないのではないかとの課題が、社会・産業界の関係者から指摘されている。

---

\*1 文部科学省「専門学校教育の評価に関する現状調査」（平成20年3月）

\*2 総務省統計局「労働力調査」

\*3 厚生労働省「新規学校卒業者の就職離職状況調査」

(大学入学者の現状)

- 全国の大学の学長・学部長を対象とする調査によれば、自学の学生について、約7割の学長・学部長が「大学での学修に必要な基礎的な知識や技術の不足」を、8割を超える学長・学部長が「自ら学び考える習慣の不足」を課題と認識している\*1。また、大学1年生を対象とした調査結果によれば、大学の授業に「ついていけない」等の回答が相当の割合を占めている\*2。

多くの大学において、高等学校での履修状況に配慮した取組が必要となっており、初年次教育や補習・補完教育の導入も広がっている\*3。

(高校生として身に付けるべき学力の保証に対する要請)

- これらの課題は、高等学校と大学の接続にかかわるものとして相互に関連しており、両者の連携・協力によらなければ解決できないものだが、その中において、大学側から高等学校側に対する要請としては、高校教育で身に付けさせるべき学力を、高等学校段階で確実に身に付けさせて欲しいとの声が挙がっている。

## (2) 質保証・向上に関するこれまでの取組

(公的な制度・仕組みと自主的な取組)

- 我が国の高校教育については、公教育としての教育水準の担保を図るための公的な制度・仕組みに加え、各高等学校・団体等の自主的な取組により、教育の質保証・向上に取り組んでいる。

### ア 質保証・向上のための制度・仕組み

(公的な制度・仕組みによる質保証・向上)

- 高校教育の質保証・向上のための公的な制度・仕組みとしては、設置基準等の基準と設置認可、学校評価、学習指導要領、単位認定・卒業認定といった枠組みが定められており、これらにより、各学校の設備・編制等の教育条件等の整備や、学校運営の改善、教育内容・水準の担保、生徒の資質・能力の状況の保証等の面から一定の質保証が図られている。

---

\*1 文部科学省「学士課程教育の現状と課題に関するアンケート調査」(平成24年度)

\*2 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策センター「高校生の進路追跡調査【第1次報告】」(平成19年)

\*3 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」(平成21年度)

(各学校の教育条件等の整備、学校運営の向上)

- 我が国の高等学校は、学校の新設や組織改編に際しての施設・編制等の最低基準を示した設置基準のほか、公立の高等学校に関しては、学級編制や教職員定数の標準等を示した法律（標準法）などにより、私立の高等学校に関しては、設置基準に基づく設置認可の仕組みなどにより、教育条件が担保されている。近年における規制改革の流れの中では、様々な分野で事前規制から事後チェックへの移行が進んでおり、高等学校設置基準についても、平成16年の改正により大綱化が図られるなど、弾力的な学校設置が可能となる方向での見直しが行われた。

- 一方、各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することで学校運営の組織的・継続的な改善等を図る取組としては、学校評価や学校の積極的な情報提供の取組が推進されている。

学校評価については、平成19年の学校教育法及び同法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告等規定が整備された。さらに、文部科学省では、従来の「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を全面的に見直し、高等学校を対象に加えた「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成する（平成20年1月）とともに、同ガイドラインをさらに改訂して、第三者評価の在り方に関する記述を充実させる（平成22年7月）など、PDCAサイクルによる学校運営の改善を促進している。

(教育の内容・水準の担保)

- 高等学校の教育課程については、教育基本法に示された教育の目標や、学校教育法に示された高等学校の目標等の達成を旨としつつ、高等学校学習指導要領によりその基準が定められ、教育の内容・水準の担保が図られている。

平成21年に告示された新しい学習指導要領は、子どもたちの現状を踏まえ、「生きる力」を育むという理念の下、基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの育成を重視した教育を進めることとしており、高等学校についても、平成25年度入学生から年次進行により、実施されることとなる。

(生徒の資質・能力の状況の把握・保証)

- 高校教育の出口段階での質保証は、学習評価に基づく単位の認定や卒業認定により担保される。

高等学校の学習評価は、学習指導要領に各学校が各教科・科目ごとの具体的な目標や内容を、生徒の実態や地域の実情に即して定め、当該目標・内容に照らし、その学習の状況を総括的に評価することにより行われる。高等学校ではこのような生徒の学習評価等に基づき、各教科・科目の単位の修得の認定が行われ、さらに、所定の単位を修得することが、卒業の要件の一つとなる。

- 新しい学習指導要領の理念を実現していく上では、各高等学校が、新学習指導要領における各教科・科目の狙いを踏まえつつ、個々の生徒の学習評価をいかに実質化させていくかが重要となる。平成25年度からの新学習指導要領の実施に向け、学習評価の充実は、喫緊の課題である。

## イ 設置者・学校等による自主的な取組（学習状況の評価関係）

（自主的な取組による質保証・向上）

- 高校教育の質保証・向上のためには、公的な仕組制度や仕組みだけでなく、設置者・学校自身による自主的な取組が特に重要となる。  
設置者・学校等による自主的な取組としては、指導内容・方法の研究・研修等を通じた授業改善や教員の資質向上への取組をはじめ、多面的な取組が実践されているが、それらの中には、次のような生徒の学習の状況の評価に関する取組も見られる。

（地方公共団体における学力調査等）

- 教科の学力や学習状況の把握・評価に関する取組としては、複数の地方公共団体において、高等学校の生徒を対象に学力や学習状況の統一的な調査が行われている。  
文部科学省の調査によれば、平成24年度には、全国12の道府県で、特定の教科における生徒の学力を把握するためのテストが実施されており、また、これらの地方公共団体の一部では、学力テストと併せ、生徒の学習状況を把握する質問紙調査（アンケート）が行われるとともに、さらに、テストは行っていないものの、質問紙調査を行っている県も他に2県ある。
- これらの調査は、いずれも、生徒の学力や学習状況を把握することにより、学校における指導の改善に生かすことを目的に実施されており、その概況として、
  - ・ 主に公立の高等学校の生徒を対象に行われているが、私立の高等学校が一部参加している例もあり、
  - ・ テストの対象学年については、そのほとんどが第1学年及び第2学年を対象とし、
  - ・ 対象者の範囲は、公立については、対象学年の生徒について、ほぼ悉皆の調査としているところが多く、
  - ・ テストの対象教科としては、国語、数学、英語の3教科で実施しているところが多い状況である\*1。

（校長会による標準テスト）

- また、工業系の専門教科・科目に関する統一的な学力把握の取組としては、全国工業高等学校長協会が作成した「標準テスト」が、同協会の会員校において広く行われており、その成績等の資料は、専門教科・科目の学力向上等に向けた指導の充実のために活用されている。

---

\*1 各都道府県教育委員会に対し、学力や学習状況の統一的な調査を行っているか調査したもの。（文部科学省調べ）

(検定試験等の活用)

- 生徒の多様な学習成果を評価していく観点から、民間の団体等による検定試験に合格した、国家資格を取得した等の成果を、学校における学習活動との関連において積極的に評価し、それらを生徒の学習意欲の喚起等に活用している例もある。
  
- 例えば、工業系の専門高校では、資格取得や検定合格等の成果、各種競技・コンクール等での成績等に応じ、生徒に「ジュニアマイスター」の認定を与える「ジュニアマイスター顕彰制度」が広く活用され、生徒が目的を持って意欲的に学習に取り組むことを促す上で役立てられている。「ジュニアマイスター顕彰制度」を主催する全国工業高等学校長協会では、計算技術、情報技術、グラフィックデザインや製図等の分野の検定試験を自らも実施しており、多くの学校・生徒に活用されている。

### (3) 課題認識

#### ア 多様な学習ニーズへの対応に係る課題認識

(多様化する高校教育における課題)

- 高校教育の多様化を進めてきたこれまでの高校教育改革は、生徒一人一人に応じた教育を推進するために一定の成果を挙げてきた。  
高等学校を取り巻く現状を踏まえれば、多様化した生徒の様々な学習ニーズへの対応や学習機会に係る選択肢の拡大は、今後も引き続き推進していくことが求められる。  
また、総合学科等の制度の活用やその成果など、これまでの高校教育改革の検証とともに、定時制・通信制教育の在り方、多様なメディアを活用した授業や学校外の学修に係る単位認定等の拡大、早期卒業制度の創設等の制度改正の是非の検討や、高大連携の推進方策の検討などは、今後も進めていく必要がある。
  
- 併せて、生徒の多様化が進む高校教育においては、中途退学・不登校の問題、生徒の学習意欲をめぐる問題等への対応や、産業・就労構造の変化をはじめとした経済社会の変化への対応、そのためのキャリア教育・職業教育の充実なども、引き続き進めていかなければならない。

#### イ 高校教育の質保証に関する課題認識

(高校教育の質保証への要請)

- 一方、高校教育の多様化は、結果として、生徒が高等学校の学習で何をどの程度習得したのかを見えにくくもしている。学校によっては、ともすれば履修させることに重点が置かれ、単位認定されていても期待される資質・能力を十分身に付けていない場合があることも指摘されており、高校生としての最低限の資質・能力を身に付けないうまま卒業しているケースも見られる。こうしたことが、現在、高校教育に対する信頼性のゆらぎにもつながっており、教育活動のプロセスに関し透明性の向上や説明責任を求める声とともに、高校教育の質保証に対する要請が高まる要因となっている。

- 質保証の成否は、何より、生徒の教育に直接携わる教員、学校の取組如何に負うところが大きく、各学校・教員による積極的な取組に期待するところが大きい。同時に、国においても、学校・教員の取組への支援とともに、公的システムによる質の担保を図っていく責任がある。
- 高校教育の多様化の推進が重要であればこそ、その中で生じてくる質保証の問題には、一層積極的に対応していくことが求められる。このことを踏まえつつ、「高等学校とは何か」について新たに共通認識を図り、高校教育の質の保証に力を入れていく必要がある。特に、平成25年度からの新学習指導要領の理念を全ての生徒の教育に実現し、高校生として最低限必要な資質・能力を確実に身に付けさせるためにも、生徒の学習状況を適切に評価する取組など、質保証の充実に向けた取組を早急かつ着実に進めていかなければならない。
- このような課題認識の下、本部会では、以下の2つのテーマについて、特に集中的に検討を進めることとした。
  - ①全ての生徒に共通に身に付けさせるべき資質・能力（「コア」）について
  - ②生徒の学習状況を適切に評価する仕組みなど、高校教育の質保証に向けた新たな仕組み等について

### 3. 全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力（「コア」）についての基本的な考え方

（本部会におけるコアについての検討）

- 本部会では、全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力（「コア」）について明確化を図る観点から検討を行い、「コア」の範囲、「コア」の要素についての捉え方、必履修教科・科目との関係について、1つの考え方を示すとともに、さらに検討すべき点について整理した。

#### （1）「コア」の範囲

◎ 全ての生徒に共通に身に付けさせる「コア」を構成する要素は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）のいずれの領域にも含まれるものとして、「コア」の範囲を捉える。

（「コア」の範囲についての検討）

- 「コア」と質保証についての検討に当たり、まずは、高校教育を通じて身に付けさせるべき様々な資質・能力の領域のうち、どの範囲の領域を、「コア」の要素<sup>\*1</sup>を含む領域として捉えるか（「コア」の範囲）について、考え方を整理する必要がある。

（学校教育法等における高校教育の目標と「コア」）

- 学校教育法は、高等学校の目的を「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」と規定するとともに、高等学校の目標として、「義務教育として行われる普通教育の成果をさらに発展させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者としての必要な資質を養う」こと等を規定している。

また、小・中・高等学校を通じ、その教育の実施上、特に配意すべき事項として、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、学力の重要な三要素としての「基礎的な知識及び技能を習得させる」こと、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ」こと、「主体的に学習に取り組む態度を養う」ことを求めている。

- 学校教育法が規定したこれらの力は、いずれも学習指導要領が重視する「生きる力」を支える資質・能力であり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図るとともに、学力の重要な三要素を位置付けた同法の教育理念は、「生きる力」の育成の理念そのものである。
- 「生きる力」の育成は、全ての高等学校にとっての共通の目標であり、以上を踏まえれば、コアの要素を含む領域（「コア」の範囲）については、「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」（知・徳・体）のいずれの領域にも及ぶものと捉えることができる。

\*1 ここにおける「コアの要素」とは、高校生に共通に求める資質・能力（例えば、学力、人間性など）の要素となるものであり、「〇〇がわかる／できる」、「◇◇までわかる／できる」といった具体的内容・水準として示され、それらをわかる／できることが、コアを身に付けていることと同義になるようなものを指している。

## (2) 「コア」の要素についての捉え方

◎ 「コア」の要素を含む資質・能力としては、「社会・職業への円滑な移行に必要な力」や「市民性」が重要であるほか、これらを構成する一部ともなる「批判的に考える力」、「説明する力・議論する力」、「創造力」、「人間関係形成力」、「主体的行動力」、「自己理解・自己管理能力」、「職業観・勤労観等」、「公共心」、「社会奉仕の精神」、「他者への思いやり」などや、さらには「健康の保持増進のための実践力」なども、「コア」の要素を含むものとして位置付けることができる。

(「コア」の要素を含む資質・能力についての検討)

- (1) を踏まえつつ、「コア」の要素を含む資質・能力として位置付けるものについて、さらに考え方を整理する必要がある。

(「コア」の要素を含む資質・能力として捉えられるもの)

- 変化の激しい社会にあって、働く人々に求められる能力は高度化しており、身に付けた専門知識や技能がすぐに陳腐化したり、新たな知識・技能の習得を次々に迫られたりするなど、求められる対応のスピードも早くなっている。
- 一方、求められる知識・技能の変化が激しいからこそ、誰にとっても、生涯にわたって学び続けることの必要性がますます大きくなり、そのための基盤となる力を身に付けることが、改めて重要となる。さらに、どのような職業においても共通に求められる汎用的能力はあり、また、市民社会の形成者として求められる能力等は、近い将来全員が主権者となる高校生に確実に身に付けさせることが必要である。
- 高等学校は、進学や就職といった生徒の進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼ全ての者に対し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けさせるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関となる。
- 社会で自立し、社会に参画・貢献していく人材の育成を推進していく観点からは、「確かな学力」を構成する「学力の三要素」とともに、特に、次の力を、「コア」の要素を含む資質・能力の重要な柱として重視していくべきと考える。

### 《「コア」の要素を含む資質・能力の重要な柱》

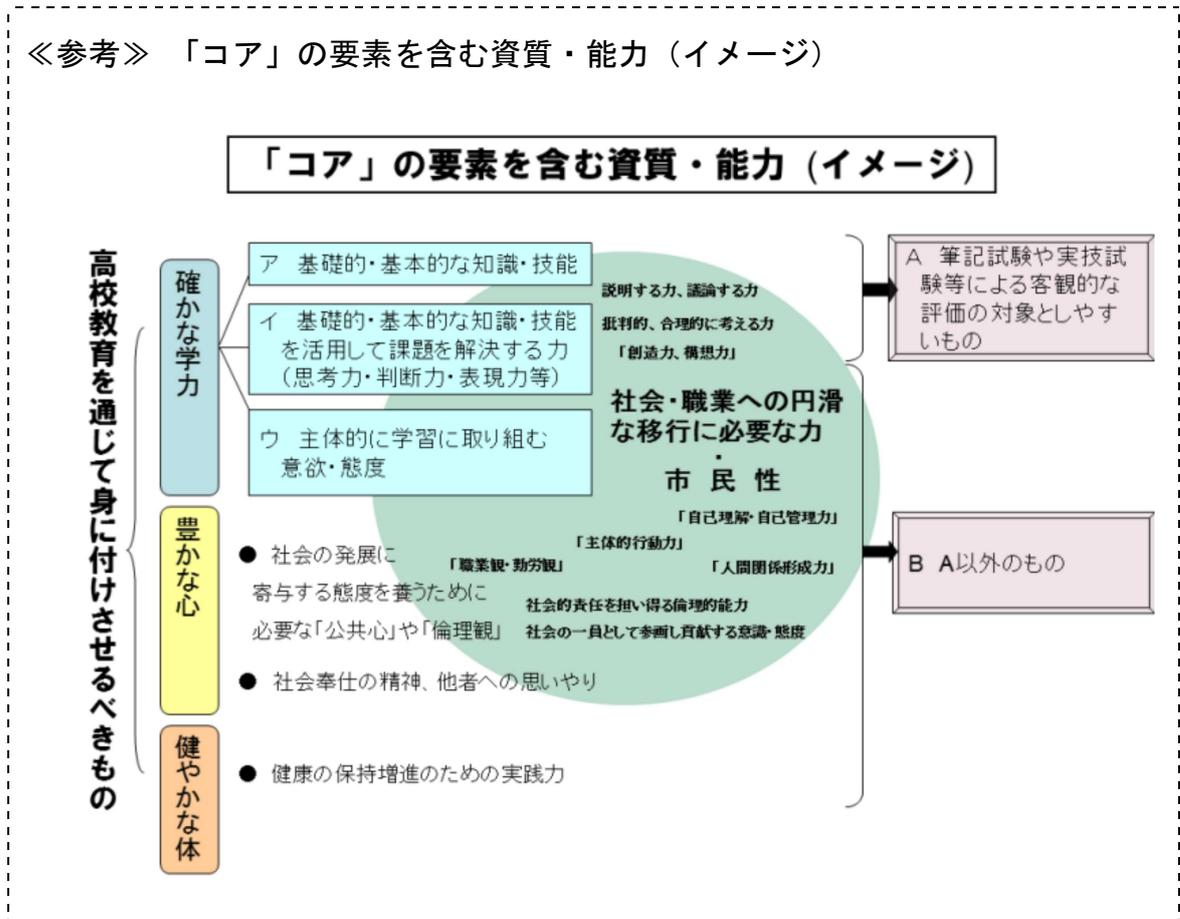
- ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・ 市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）

- さらに、「コア」の要素を含む資質・能力としては、この柱をさらに具体化したもの等として、以下のような資質・能力を挙げることができる。

《コアの要素を含むものとして位置付けられる資質・能力の例》

- ・ 言語を活用して批判的に考える力、分かりやすく説明する力、議論する力
  - ・ 新たな価値観や考え方を創り出す力やものづくり力などを含めた「創造力」
  - ・ 多様な他者の考えや立場を理解する力や、相手の話を聴く力、コミュニケーション力などを含めた「人間関係形成力」
  - ・ 自ら課題に挑戦していく力などを含めた「主体的行動力」
  - ・ 今後の自分自身の可能性を含めて自らを肯定的に理解するとともに、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする「自己理解・自己管理能力」
  - ・ 生徒が将来の進路を決定するために必要な「勤労観・職業観」、労働者としての権利・義務の理解など社会的・職業的自立の上での基礎的・基本的な知識・技能
  - ・ 社会の発展に寄与する意識・態度などの「公共心」
  - ・ 社会奉仕の精神、他者への思いやり
  - ・ 健康の保持増進のための実践力
- 等

《参考》 「コア」の要素を含む資質・能力（イメージ）



### (3) 必履修教科・科目等と「コア」との関係

◎ 学習指導要領が示す「必履修教科・科目等」は、全ての生徒に「コア」を身に付けさせるための共通の枠組みを、教科・科目等の形で示したものと捉えることができる。

#### ア 高校教育の「コア」としての必履修教科・科目等

(必履修教科・科目の位置付けと「コア」)

- 本部会では、何が「コア」かを考える上での1つのアプローチとして、学習指導要領が示す必履修教科・科目等<sup>\*1</sup>と「コア」との関係についても確認した。
- 必履修教科は、当該教科に属する複数の科目のうちから、いずれかの科目を所定の枠内で全ての生徒に必ず履修させ、高校生として必要な知識・技能と教養を身に付けさせるために設けられているものであり、必ず履修しなければならない総合的な学習の時間や特別活動とともに、「高等学校とは何か」ということを、学習内容の面から国が示したものとも言える。
- 特に、新学習指導要領で設けられた共通必履修科目は、高等学校の教育課程の共通性を高めるため、全ての生徒が共通に履修する科目であり、高校教育としての共通の内容を端的に表すものである。
- すなわち、学習指導要領が示す必履修教科・科目等は、高等学校において全ての生徒に身に付けさせるべき「コア」の内容を、教科・科目等の形で示しているものと捉えることが可能である。

#### イ 「コア」を踏まえた目標等の在り方の検討

(「コア」に関連した検討課題)

- 高校教育においては、学習指導要領が示す各教科・科目等の目標に基づき、各学校ごとに、生徒の実態や地域の実情に即した具体的な目標や学習内容が定められ、当該目標や内容に照らして学習評価がなされ、その結果も踏まえて単位の修得や卒業の認定が行われている。

---

<sup>\*1</sup> 必履修教科(国語・地理・歴史・公民など10教科)は、学習指導要領において、その教科を履修することが卒業の要件となっている教科であり、それぞれの教科には、当該教科の目標を達成させるための科目が複数置かれる。各教科においてどの科目を必履修(卒業のために必ず履修しなければならない科目)とするかは、学習指導要領で規定される必履修科目以外、各学校の判断に任されており、選択必履修として、必履修科目を複数開設し、生徒に選ばせる形としている学校が多い。

なお、卒業のために必ず履修しなければならないものとしては、必履修教科・科目の他に総合的な学習の時間や特別活動がある。

- 平成25年度から年次進行で実施される新しい学習指導要領が示す必履修教科・科目等について、それらを効果的に実施し、教育の質を担保していくことが当面の重要課題となる。

新学習指導要領の下、高等学校全体で共有すべき達成水準として、何を、どこまで求めていくかについては、そのための評価の在り方と併せ、引き続き検討していくことが必要である。

- また、高校教育の「コア」を身に付けさせるための共通の枠組みである学習指導要領における必履修教科・科目等の範囲や目標・内容等の在り方についても、今後さらに、中長期的な視点から幅広い検討が必要である。

## 4. 高校教育の質保証に向けた評価の仕組みについての基本的方向

### (1) 全ての生徒に共通に身に付けさせるべき「コア」と評価

(評価の対象としやすいものとそれ以外のもの)

- 3. で示したように、高校教育における「コア」を知・徳・体の幅広い領域に及ぶものと捉えた場合、「コア」として求められる資質・能力を生徒が身に付けたかどうかを、どのように把握し、評価していくかが重要となる。
- 「コア」の要素を含む様々な資質・能力の中には、例えば知識の量や実習で身に付ける基本的な職業技術の状況等のように、筆記試験や技能試験等の手段により客観的な把握を比較的容易に行えるものと、そうでないものがある。評価の取組を進めるに当たっては、こうした様々な資質・能力について、それぞれの性質に応じた適切な方法による把握を行い、評価の充実を図っていく必要がある。
- このような認識に基づき、本部会では、筆記試験や技能試験等による客観的な評価の対象としやすいものとそれ以外のものについて、それぞれ評価の充実に向けた方向性についての検討を行った。

### (2) 基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の評価

◎ 基礎的・基本的な知識・技能や、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力等については、その到達度を把握する希望参加型のテスト（「高等学校学習到達度テスト（仮称）」）を全国規模で行う仕組みを設け、各学校・生徒の希望に応じて活用できるようにするとともに、教科・科目の特性を踏まえつつ、技能検定の活用等を促進し、客観的な把握に基づく評価の充実を図る。

#### ア 評価のシステムの充実の必要性

(評価の充実に向けた方向性)

- 様々な資質・能力のうちでも、学力の要素となる基礎的・基本的な知識・技能や、これを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の一部については、筆記試験や技能試験等による客観的な評価の対象としやすい面が強い。高等学校全体を通じた一定水準の基礎学力を担保する観点から、これらの力については、個々の学校ごとの学習評価の取組に加え、高等学校全体として評価の取組を充実すること、そのためのシステムを構築していくことが必要である。

#### イ 基礎的・基本的な知識・技能等の習得に関する課題

(高等教育との接続をめぐる課題)

- 2. で見たように、我が国の子どもたちについては、学力の重要な要素である学習意欲・態度の面に課題があることが指摘されている。

- 特に、高校生については、学力中間層の学習時間が大きく減少している。その背景には、いわゆる大学全入時代における大学入試の選抜機能の低下も指摘されるところであるが、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けていない者が大学に送り出されるという状況に関しては、高校教育の質保証の問題として捉え、対応していく必要がある。

(職業・社会への移行をめぐる課題)

- 職業・社会とのつながりの面では、産業構造の変化や情報化、技術革新の進展により、職業人に求められる専門的な知識・技能が拡大・高度化している。職業との関連が深く、実践的な教育を行う専門高校においても、変化に対応するため、生涯にわたって自ら学んでいく上で必要となる学力や、それぞれの職業分野での基本となる技術など、専門職業人としての基盤を確実に身に付けさせることがますます重要になっている。

## ウ 新たなテストの仕組みの検討

(地方公共団体による共通テストの取組)

- 高校生の学力の向上を図る観点から、学力の把握・評価を進めていく取組として、既に幾つかの地方公共団体において、国語、数学、外国語といった教科の学力の状況を測る共通テストの取組が実施されている。これらの取組については、生徒の学力の状況を適切に把握し、学校における指導の改善・充実につなげていく上で有効と考えられる。

(新たな学習到達度テストの仕組みの検討)

- 一方、地方公共団体における既存の共通テストは、学習の目標とすべき水準として、全ての生徒に共通に求める水準を設定し、その到達度を測るようなテストとしての性格は弱く、一定の学力を担保する意味での質保証の仕組みとは、その用途・目的において異なっている。
- 高等学校全体の質保証の観点からは、国において、共通に目標とすべき水準の明確化を図るとともに、生徒一人一人の到達度を把握できる新たなテストの仕組みを設け、全国の高等学校・高校生が、希望に応じて、参加できるようにすることが必要である。  
このような仕組みの導入は、学習内容の修得についての評価を充実させる上でも有効な手段となるものと期待される。
- なお、生徒の学習意欲の向上という点では、生徒が、そのテストの成績により、例えば就職やAO・推薦入試の場面などの対外的な場面において、自らの学力を証明できることとなれば、当該テストは、生徒の学習意欲を一層喚起するものとなると考えられる。

- 以上のような観点を踏まえて、高校生として共通に求められる基礎的・基本的な知識・技能や思考力・表現力・判断力等に関し、その学習到達度を把握する希望参加型のテスト（「高等学校学習到達度テスト（仮称）」）を全国規模で導入することについて、検討が必要である。
- 本部会としては、今後さらに、新たなテストの仕組み（目的、内容、対象者、実施時期、活用の在り方など）等について検討を進め、評価の充実に向けた施策の方向性の明確化・具体化を目指すこととしたい。

## エ 技能試験等の活用の推進

（職業系の専門教科・科目における活用）

- 職業系の専門教科・科目で学ぶ基礎的・基本的な知識・技能等の評価については、公的な職業資格・検定試験や、民間の技能検定、各専門学科の専門高校校長会が実施する検定試験などがあり、これらの成果が、進学や就職時の評価等にもつながるとともに、生徒にとっての学習上の1つの目標となるなど、大きな役割を果たしている。
- 職業系の専門教科・科目における評価に関しては、過度の試験対策偏重による弊害には十分留意しつつ、これら技能試験等の活用を積極的に推進するなどにより、一層の充実を図っていくことが必要である。

（外国語等の教科における活用）

- さらに、民間等の検定試験の中には、外国語や国語、数学などの教科と関連の深い内容を扱っているものもあり、各学校の実情に応じ、その活用による評価の充実を図っていくことも有効である。

### （3）その他の幅広い資質・能力の評価

◎ （2）の対象とすることが困難な幅広い資質・能力については、評価の妥当性の確保や信頼性の向上に向け、評価の手法や評価指標等に関する調査研究を行い、その成果を踏まえ、評価の取組を進める。

#### ア 客観的な評価の対象としやすいもの以外のものの評価

（筆記試験等のみでは十分に評価できない資質・能力）

- 高校教育の「コア」として求める資質・能力のうちでも、学習への意欲・態度、社会・職業への円滑な移行に必要な力や「市民性」、その他の道徳的な価値・倫理観、健康の保持増進のための実践力等の評価については、（2）で見た基礎的・基本的な知識・技能等とは異なるアプローチが必要である。
- すなわち、これらの資質・能力については、その育成に当たり、関連の知識等も教える必要があるなど、客観的な評価の対象としやすい要素も一部に含んではいるが、知・徳・体の全体にわたる幅広い力に及ぶものであり、筆記試験等を行って評定付けする等の方法のみで能力の伸長の程度や達成状況の評価することは困難である。

- また、学力の一要素である思考力・判断力・表現力等については、各種試験において知識・技能の活用能力を問う問題の充実が図られるなど、筆記試験等による把握・評価の充実に向けた取組が進んできているが、さらに、筆記試験等以外の手法も活用した評価手法の改善を進めることで、より適切な把握・評価を行える余地があると考えられる。

(幅広い資質・能力の多面的な評価の重要性)

- 高等学校で学ぶ生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化が進む中にあるには、生徒一人一人の意欲を汲み上げるとともに、体験活動等を含めた多様な学習活動の機会を通じ、それぞれの生徒に成長のきっかけを与えていくことが求められる。同時に、これらの生徒の学習状況の評価については、学力のみに止まらない幅広い資質・能力を多面的に評価していくことが、ますます重要となる。

## イ 幅広い資質・能力の評価手法に関する調査研究の推進等

(国による調査研究の推進とその成果の活用)

- これらの幅広い資質・能力の評価については、評価の妥当性の確保や信頼性の向上等の課題に対応していくことが重要であるが、こうした課題に対しては、例えば、ルーブリック等を活用したパフォーマンス評価やポートフォリオ評価などの様々な手法の研究も進んできている。
- このため、知・徳・体の全体にわたる幅広い資質・能力の評価については、様々な先進的評価手法の活用も視野に入れながら、どのような資質・能力を、どのような手法で把握するか、評価の指標をどうするか等の調査研究を進めていくことが必要である。このため、国においては、これらの調査研究の実施を通じ、高等学校で普及可能な評価モデルを開発し、その成果を普及していくことが求められる。
- なお、これらの研究の成果については、必要に応じ、指導要録の様式の見直し（記載事項の改善）などによる学習評価の充実につなげていくことも検討すべきである。

## ウ 生徒の学習状況に関する調査の推進

(学習状況の客観的把握のための調査)

- 基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の調査に加え、学習時間や学習意欲など、高校生の学習状況を客観的に把握するための調査を定期的に行うことが必要である。

## 5. 高校教育の質保証に向けたその他の取組

(各高等学校における指導改善の取組の支援・促進)

- 高校教育の質保証を進める上では、もとより、生徒の学習状況の評価だけでなく、その評価の結果を生徒に適切にフィードバックしつつ、日々の指導の改善・充実を図り、教育の質を維持・向上させていくことが特に重要である。国においては、各高等学校・教員におけるこうした指導改善への取組を支援・促進していく必要がある。
  
- 特に、本部会では、高校教育において共通に身に付けさせるべき「コア」に関する考え方について検討してきたところであり、各高等学校が、授業や課外活動を通じ、知・徳・体それぞれの面での「コア」となる資質・能力を、全ての生徒に確実に身に付けさせていくことを期待している。各高等学校においては、新学習指導要領の下、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する」資質や能力の育成等をねらいとする総合的な学習の時間なども有効に活用しながら、変化の激しい社会の中で自立し、生き抜いていくために必要な最低限の力を、高校卒業までに、しっかりと習得させる必要がある。
  
- これらの実践の支援・促進につながる各種の振興方策については、既に本部会がまとめた「課題の整理と検討の視点」の中でも、具体的な検討事項例を示している。  
今後さらに、これまでの高校教育改革の成果と課題を踏まえた対応方策（各学科・課程等の現状を踏まえた改善方策など）の検討と併せ、高校教育の質保証に向けた必要な方策についての検討を進め、総合的な取組を推進していくことが重要である。

## 高等学校教育部会における「課題の整理と検討の視点」 ＜概要＞

### 1. 高等学校教育の現状

- ・中学校卒業後の生徒が98%が進学しており、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等が極めて多様。例えば、学力面については、極めて高い学力を有している者がいる反面、小学校や中学校における学習を十分修得していない生徒も少なからず見られる状態。
- ・平成3年以降、総合学科の創設や学校外学修の単位認定制度の拡充、全日制課程における学年制によらない単位制高等学校の拡充等の施策が着実に推進。各都道府県では、地域の実情に応じた独自の取組が行われ、特色ある改革が推進。
- ・教育内容や学習形態が多様化したことにより、生徒の多様な学習ニーズに応えることが可能となったが、高等学校教育として共通に求められるものは何かという視点が弱くなっているとの指摘。

### 2. 高等学校教育の課題

- ・将来の進路等との関連を意識して学びに取り組む態度や、社会の一員として求められる意識・態度の育成、学習時間の減少に指摘される学習意欲の減退が課題。
- ・進学率の向上と多様化の進展により、「高等学校」として一括りに現状を分析したり課題を捉えることが困難に。

### 3. 高等学校教育に期待されるもの

- ・今後の高等学校教育は、どの学校においても、生徒の自立に向けて、全ての生徒に最低限必要な能力を身に付けさせるとともに、生徒の適性や進路等に応じて必要となる資質・能力を身に付けさせることが期待される。特に生徒の適性や進路等に応じた課題を踏まえた教育を行うにあたっては、これからの時代が将来予測困難になっていることを見据えて、各学校が地域の実情や生徒の希望実態等を踏まえ、目標とする人間像を明確にした上で、それぞれの生徒の個性や能力を伸長させる教育を行うことが期待される。

### 4. 今後の施策の方向性

- ・全ての意志ある生徒が、その能力・適性、進路等に応じた教育を安心して受けられ、学びを通じて、その能力・可能性を伸張させることができるよう、高等学校教育を含む後期中等教育段階の学びの機会を与えられるようにすることが必要。ただし、このことは、いわゆる「義務教育化」を目指すものではない。

① 全ての生徒に共通に最低限身に付けさせるべきもの（＝コア）について検討が必要。

② 各学校ごとに、地域の実情や生徒の実態を踏まえた目標とする人間像及びそのために生徒が修得すべき内容を明らかにし、その内容を確実に修得させるとともに、修得状況を明らかにする様々な質保証の仕組みを構築することが必要。

- ・そのための施策の実施にあたっては、高等学校として共通に基盤となる教育条件や教育環境を整備した上で、各学校が目標とする人間像に応じて、それぞれをより効果的に実現できるよう支援する観点から、国や地方公共団体が施策を講じることがより効果的。

## 5. 高等学校教育の質保証

- ・本来求められている高等学校教育の質の保証に関する機能を十分に果たしていないため、結果として、生徒が高等学校の学習において何をどの程度修得したのかが見えにくくなっており、中には、高等学校の学習成果として期待される資質や能力、態度を身に付けられないまま卒業しているケースも見受けられる。
- ・今後の高等学校教育の質の保証を検討するにあたっては、以下のような点について議論することが必要。
  - ①高等学校においてどのような能力を身に付けさせるか。
  - ②生徒の修得の到達目標を誰がどのように設定するか。
  - ③到達目標に対する達成度をどのように把握するか。
  - ④上記の点を踏まえた質を保証する仕組みをどのように構築するか。

## 6. 各種の振興方策（検討事項例）

- (1) 高等学校教育全体の振興方策
  - ・近い将来主権者となる全ての生徒に共通に最低限修得させるべき内容（＝コア）に関する指導の充実
  - ・修得すべき内容の明確化と修得の状況を明らかにする仕組みの構築
  - ・ICT等の活用による対話型・グループワークを取り入れた学びの機会の充実、地域の人材を活用した授業の改善 等
- (2) 各学校の目標とする人間像に応じた振興方策
  - 社会経済活動の基盤を担うために必要な資質・能力の育成
    - ・普通科における義務教育段階の学び直しや職業教育の充実のため、より柔軟な教育課程の編成を認める 等
  - 専門的職業人に必要な資質・能力の育成
    - ・社会のニーズと専門教科・科目のミスマッチを解消するための取組の実施
    - ・地域・産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動等による職業教育の充実 等
  - 社会においてリーダーシップを発揮し、また、グローバル社会において国際的に活躍するために必要な資質・能力の育成
    - ・大学等の協力により高度な内容の授業を受ける機会の提供等の高大連携の推進
    - ・厳格な成績評価を前提とした早期卒業を認める制度の創設 等
  - 自立して社会生活・職業生活を営むための基礎的な資質・能力の育成
    - ・発達障害に関する教職員に対する研修の充実
    - ・特別支援教育支援員等の専門スタッフの充実
    - ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフの充実 等

## 7. 高等学校と大学との接続

- ・高等学校における授業の改善も含めた高等学校と大学との接続の観点からも、高等学校における質保証に係る検討と併せて、大学進学者の意欲や能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入試の在り方について、別途高等学校及び大学関係者による検討が必要。

# 初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の経過について〈概要〉 ～高校教育の質保証に向けた学習状況の評価等に関する考え方～

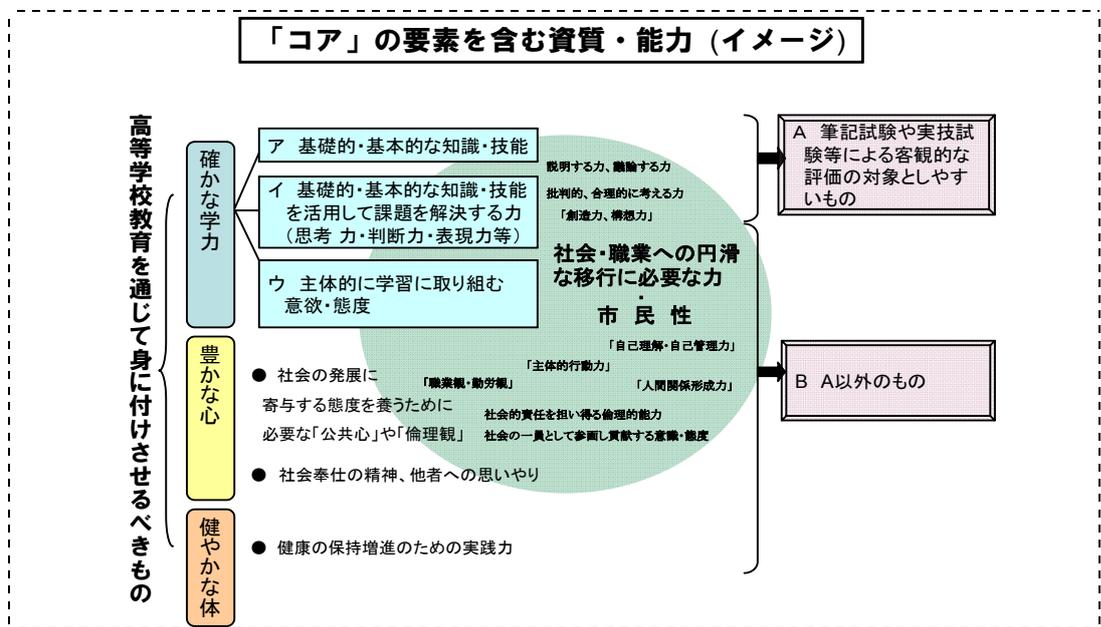
## 1. 高校教育の質保証をめぐる現状と課題認識

- ① 中学校卒業後のほとんどの生徒が高等学校に進学する状況において、生徒の多様な学習ニーズ等に対応するため、学校・学科等の多様化を推進。一方、「高校教育として共通に求められるものは何か」という視点が弱くなっているとの指摘。
- ② 社会の一員として求められる最低限の能力や基本的な意識・意欲・態度等が十分に身に付いていないのではないかととの指摘。

## 2. 全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力「コア」についての基本的な考え方

《「コア」の要素を含む資質・能力の重要な柱》

- ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・ 市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）



## 3. 高校教育の質保証に向けた評価の仕組みについての基本的方向

### (1) 基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の評価

◎ 到達度を把握する希望参加型のテスト（「高等学校学習到達度テスト（仮称）」）を全国規模で行う仕組みを設け、各学校・生徒の希望に応じて活用できるようにするとともに、教科・科目の特性を踏まえつつ、技能検定の活用等を促進し、客観的な評価の充実を図る。

※ 例えば、テストの成績により、就職やAO・推薦入試の場面などの対外的な場面において、自らの学力を証明できることとなれば、生徒の学習意欲を一層喚起

### (2) その他の幅広い資質・能力の評価

◎ (1)の対象とすることが困難な幅広い資質・能力については、評価の妥当性の確保や信頼性の向上に向け、評価の手法や評価指標等に関する調査研究を行い、その成果を踏まえ、評価の取組を進める。

※ 例えば、ルーブリック等を活用し、高等学校で普及可能な評価モデルの開発・普及

## 高等学校教育部会におけるこれまでの審議の経過

平成23年9月6日（火）第76回中央教育審議会初等中等教育分科会

初等中等教育局長より、今後の高等学校教育の在り方について審議要請を行い、初等中等教育分科会の下に高等学校教育部会を設置

第1回部会：平成23年11月4日（金）

- (1) 部会長の選任等
- (2) 高校教育の現状等

第2回部会：平成23年11月29日（火）

- (1) 個々の生徒の学習進度・理解等に応じた学びのシステムの構築について

第3回部会：平成23年12月27日（火）

- (1) 生徒の優れた才能や個性を伸ばす教育機会の充実について

第4回部会：平成24年1月31日（火）

- (1) グローバル人材の育成について
- (2) 生徒の情報活用能力の育成について

第5回部会：平成24年2月16日（木）

- (1) キャリア教育・職業教育の充実について

第6回部会：平成24年3月9日（金）

- (1) コミュニケーション能力や規範意識、社会参画等の態度の育成について
- (2) 不登校や中途退学対策について

第7回部会：平成24年4月16日（月）

- (1) 課題の整理と検討の視点（案）

第8回部会：平成24年5月18日（金）

- (1) 課題の整理と検討の視点（案）

第9回部会：平成24年6月18日（月）

- (1) 課題の整理と検討の視点（案）
- (2) 高校段階における早期卒業制度に関する考えられる論点（例）

第10回部会：平成24年7月12日（木）

- (1) 課題の整理と検討の視点（案）
- ※第80回初等中等教育分科会（平成24年7月13日）において「課題の整理と検討の視点」（案）を報告

第11回部会：平成24年8月10日（金）

- (1) 高等学校教育の在り方について
- ※「課題の整理と検討の視点」についてとりまとめ

第12回部会：平成24年9月7日（金）

（1）全ての生徒が共通して身に付けるべき能力について

第13回部会：平成24年10月9日（火）

（1）全ての生徒が共通して身に付けるべきものについて

第14回部会：平成24年10月30日（火）

（1）高等学校教育の質保証について

第15回部会：平成24年11月19日（月）

（1）高等学校教育の質保証について

第16回部会：平成24年12月17日（月）

（1）高等学校の質保証について（審議経過報告案）

第17回部会：平成24年1月28日（月）

（1）高等学校教育部会の審議の経過について（審議経過報告まとめ）

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会委員名簿

(50音順 敬称略)

(計 22 名)

(◎：部会長、○：部会長代理)

委員	○ 安彦 忠彦	神奈川県立特別招聘教授
	安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
	◎ 小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
	金子 元久	筑波大学大学研究センター教授
	北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、公益社団法人経済同友会終身幹事、学校法人国際基督教大学理事長
臨時委員	相川 順子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長、青森県高等学校PTA連合会会長
	荒瀬 克己	京都市教育委員会教育企画監
	及川 良一	東京都立三田高等学校長、全国高等学校長協会会長
	川嶋 太津夫	神戸大学大学教育推進機構教授
	長南 博昭	山形県教育委員会委員長
専門委員	アキレス 美知子	株式会社資生堂執行役員
	伊藤 俊典	東京都港区立赤坂中学校長
	上野 信雄	千葉大学学長特別補佐
	加藤 栄作	前公益社団法人日本青年会議所グローバルリーダー創造会議議長
	小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
	小林 薫	東京都立田無工業高等学校非常勤教員、前東京都立北豊島工業高等学校長
	直原 裕	東京都教育庁都立学校教育部長
	長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事
	野上 武利	社団法人埼玉県経営者協会シニアアドバイザー、ものづくり大学監事
	眞砂 和典	関西学院千里国際中等部・高等部校長
	渡邊 洋一	埼玉県立進修館高等学校教諭、前埼玉県立大宮中央高等学校長
	和田 孫博	灘中学校・灘高等学校長

(平成 25 年 1 月 28 日現在)